

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社に雇用され、○年○月○日、B所在のC会社に出向し、事務職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、出張先のD国でタクシーに乗車中、交差点でタクシー運転手が急ブレーキをかけた際、頸部を受傷した（以下「本件事故」という。）。
請求人は、現地の病院を受診後帰国し、○月○日、E医療機関を受診し、「頸椎捻挫」と診断され、複数の医療機関にて療養し、○年○月○日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、頸部の痛みの程度は障害等級第12級に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の頸部の障害の状態について、F医師は、○年○月○日付け診断書において、要旨、「頸椎捻挫」と診断し、「頸部痛、両肩甲部痛、左優位の両肩甲上部、頸基部の張り感が残存し、疼痛が出没」と述べ、G医師も、○年○月○日付け診断書において、「頸板状筋、頭板状筋、頸椎横突起（外側）に圧痛を認める。」と述べている。また、H医師は、痛みの程度について、○年○月○日付け意見書において、「頸部に神経症状を残すものと認める。」と述べており、同医師の意見は、F医師及びG医師の診断書並びに画像一式を確認し対診した上での意見であり妥当と認められることから、当審査会としては、決定書に説示するように、請求人に残存する障害は、強度の疼痛を残し業務に差し支えるものとは認められず、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当すると判断する。

(3) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものではないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。